

## 令和5年度 JEES・住友金属鉱山地域貢献奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という)では、住友金属鉱山株式会社のご支援により、「JEES・住友金属鉱山地域貢献奨学金」(以下「本奨学金」という)の奨学生を下記により募集する。

### 記

#### 1 目的

本奨学金は、人口減少及び高齢化、都市部への若者の流出、雇用機会の減少等、多くの課題に直面する地域に対し、その課題解決のためのアイデアをもち、具体的な活動を通じて、地域社会の持続的発展に貢献する意欲がある、次世代の育成を支援することを目的とする。

#### 2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である住友金属鉱山株式会社(以下「寄付者」という)は、非鉄金属資源の確保、金属の製錬、電池・機能性材料の提供を事業とし、地球及び社会との共存を図りながら事業を発展させてきた。今後も、社会の持続的発展に貢献する経営課題に取り組み、地域社会との共存共栄を果たし続けるため、事業立地地域の持続的発展に貢献する意欲がある次世代を育成すべく、本奨学金へ寄付をされた。

#### 3 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 令和5年4月に本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という)の学士課程1年次又は2年次、及び高等専門学校(以下「高専」という)の本科第4学年に正規生として在籍する者。
- (2) 日本国籍を有する者、又は日本への永住を許可されている者。
- (3) 東京都多摩地区<sup>\*</sup>、兵庫県、愛媛県、鹿児島県の持続的発展に貢献する意欲がある者。  
<sup>\*</sup>東京都のうち都区部と島嶼部(伊豆諸島・小笠原諸島)を除いた市町村部
- (4) 経済的援助を必要とする者。
- (5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 令和5年4月に在籍する大学及び高専(以下「大学等」という)の長の推薦を受けることができる者。

#### 4 採用人数

20名

#### 5 支給内容

月額奨学金 100,000円

#### 6 支給期間

令和5年4月から在籍課程の修了まで

なお、学士課程から同一大学の上位課程に進学する場合は修士(博士前期)課程の修了まで、高専本科から同一高専の専攻科に進学する場合は専攻科の修了まで支給を継続する。

#### 7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は所定の様式による願書を、大学等を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という)に提出するものとする。
- (2) 大学等の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

## 8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式 2)		Excel	推薦理由は指導教官等が日本語で記入すること。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

## 9 応募・推薦書類の提出期限

令和 5 年 9 月 29 日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## 10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7 の(2)により推薦された者について選考を行い奨学生を決定する。結果は令和 5 年 12 月を目途に大学等を通じて通知する。なお採否に関する照会には応じない。

## 11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学等を通じて支給する。

## 12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後 1 か月以内に、所定の様式により大学等を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学等を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学等卒業時に所定の様式により大学等を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。

## 13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が大学等を長期(1 か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
  - ① 大学等を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
  - ② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
  - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

## 14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。但し、13 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学等が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学等を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 本奨学金は他の併給を認める奨学金の受給を妨げない。
- (4) 在籍大学等の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期(1 か月以上の)欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士(博士後期)課程 3 年、高専本科 5 年、高専専攻科 2 年とし、この期間のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。但し、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科・専攻科においては、大学・高専の定める標準修業年限のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。

## 15 個人情報の取り扱い

### (1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

### (2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金交流会等の開催のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

### (3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。

#### ①奨学生募集時に取得する事項

- ・ 願書に記載された事項(氏名、生年月日、性別、学校名、学部・研究科、学科・専攻、在籍課程、学年、入学年月、卒業・終了予定年月、応募者の経済状況、他の奨学金受給・申請状況、学歴・職歴、地域の持続的発展に貢献する活動に参加した実績、応募理由、学習・研究計画、在学中若しくは卒業後、対象地域の持続的発展にどのように貢献したいと考えているか)
- ・ 推薦書に記載された事項(氏名、学校名、学部・研究科名、学科・専攻、推薦理由、推薦者所属先・職名・氏名、学校担当者連絡先)

#### ②奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項

- ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ・ 学習状況報告書に記載された事項(奨学生番号、学校名、学部・研究科、学科・専攻、氏名、国籍、性別、学習内容の報告、課外活動等の報告、卒業・終了予定時期、卒業・修了後の進路、今後の学習計画)

#### ③奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項

- ・ 奨学生の就職・進学先

#### 【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会  
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29  
専務理事 池田輝司

#### 【代表者】

理事長 井上正幸

## 16 応募・推薦に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階  
TEL: 03-5454-5274 E-mail: ix@jees.or.jp



# よくある質問



令和 5 年度 JEES・住友金属鉱山地域貢献奨学金



令和5年度 JEES・住友金属鉱山地域貢献奨学金（以下、「本奨学金」という）募集・推薦要項には記載されていない重要事項が含まれておりますので、募集・推薦事務を始める前に、必ずご一読ください。

## 遵守事項

本奨学金の応募校及び応募者には、以下の事項の遵守をお願いしております。ご了承いただけない場合、本奨学金へはご推薦いただけません。

### 【学校が守るべき事項】

#### ■募集・推薦

・本奨学金に係る手続きは全て学校を通じて行っていただきます。学生からの直接のお問い合わせには応じられません。学生から問い合わせを受けた場合には、学校ご担当者より本協会へお問い合わせください。

#### ■送金

＜本協会から学校への送金＞

・本奨学金は、学校口座へ送金いたします。奨学生個人の口座への送金はいりません。

＜学校から奨学生への送金＞

・学校には、毎月奨学生の受給資格（出席状況、単位取得状況、学籍状況等）の有無を確認の上、原則として1か月分ずつ支給していただきます。ただし、令和5年度分の奨学金（令和6年2月に送金予定）に限り、令和5年度分を一度にまとめて全額支給していただいて構いません。

・銀行振込により奨学金を支給する場合、送金手数料は学校にご負担いただきます。手数料をご負担いただけない場合には応募できません。

※以下のような行為は固く禁じます。

・送金手数料の負担を免れることを目的として、月額奨学金1か月分を超える金額を一度に送金すること。

#### ■返金

・本協会からの送金後、奨学生に異動が生じたことにより奨学金の受給資格を失った場合、奨学生が奨学金受給資格を失った期間相当額を、本協会へご返金いただく場合があります。返金は学校を通じて行っていただきます（学生個人からの直接の返金は受け付けません）。また、返金時の送金手数料は学校にご負担いただきます。なお、学校が奨学生へ奨学金を支給後に本協会から返金の指示を受け

た場合、返金対象となる金額が奨学生から学校側へ返還されないことを理由として、本協会への返金を拒否することは認められません。

■書類の提出

- ・本協会から学校宛の送金は、複数回に分けて行います。送金の都度、事前に支給申請書をご提出いただけます。期限までに提出のない場合は送金できません。
- ・年に1回、奨学生への奨学金の支給が完了していることを報告する書類をご提出いただけます。
- ・年に1回、奨学生の作成した報告書類を取りまとめ、ご提出いただけます（学生が作成した書類をそのまま提出するのではなく、学校ご担当者が内容を確認し、不備がある場合は学生に指導し、修正させたものをご提出ください）。

※詳細は、採用校にのみ、選考結果通知時にお知らせいたします。

【学生が守るべき事項】

■応募時

- ・学生からの問い合わせには応じられません。不明点がある場合には、学校にお問い合わせください。
- ・本奨学金の願書は、Microsoft Office がインストールされているPCで作成していただけます。Microsoft Office for Macでの願書の作成は認められません。

■応募後～採用前

- ・本奨学金は、採用後、他団体の奨学金を受給するための辞退を一切認めておりません。応募を取り下げる場合、本奨学金の選考結果通知を受け取る前までに、学校へ知らせてください。

■採用後

<本協会への報告義務>

- ・年に1回、学習状況をご報告いただけます。
- ・本奨学金受給時の在籍課程の卒業・修了時に、進路をご報告いただけます。

※詳細は、採用校にのみ、選考結果通知時にお知らせいたします。

## 目次

1. 募集・推薦要項.....	4
2. 願書（様式 1） .....	9
3. 推薦書（様式 2） .....	13
4. 提出確認フォーム.....	13

## 1. 募集・推薦要項

### 【3 応募資格】

**(1) 令和 5 年 4 月に本協会が指定する日本国内の大学（以下「大学」という）の学士課程 1 年次又は 2 年次、及び高等専門学校（以下「高専」という）の本科第 4 学年に正規生として在籍する者。**

Q-1. 令和 4 年の秋に学部へ入学し、令和 5 年 4 月時点で学士課程 1 年次である学生を推薦することはできますか。

A-1. 「令和 5 年 4 月に日本の大学の学士課程 1 年次」という要件を満たすため、推薦できません。

### 【3 応募資格】

**(3) 東京都多摩地区※、兵庫県、愛媛県、鹿児島県の持続的発展に貢献する意欲がある者。**

**※東京都のうち都区部と島嶼部（伊豆諸島・小笠原諸島）を除いた市町村部**

Q-2. 「※東京都のうち都区部と島嶼部（伊豆諸島・小笠原諸島）を除いた市町村部」とは、具体的にはどの地域を指しますか。

A-2. 下表に記載された地域です。

#### 対象地域一覧

項番	市町村名（漢字）	市町村名（カナ）
1	昭島市	アキシマシ
2	あきる野市	アキルノシ
3	稲城市	イネギシ
4	青梅市	ウメシ
5	奥多摩町	ウタママチ
6	清瀬市	セイセイシ
7	国立市	クニタチシ
8	小金井市	コガネイシ
9	国分寺市	クニブンジシ
10	小平市	コトガイシ
11	狛江市	コマエシ
12	立川市	タチカワシ



13	多摩市	タマシ
14	調布市	チヨウフシ
15	西東京市	ニシトウキョウシ
16	八王子市	ハチオウジシ
17	羽村市	ハムラシ
18	東久留米市	ヒガシクルメシ
19	東村山市	ヒガシムラヤマシ
20	東大和市	ヒガシヤマトシ
21	日野市	ヒノシ
22	日の出町	ヒノデマチ
23	檜原村	ヒノハラムラ
24	府中市	フチュウシ
25	福生市	フッサシ
26	町田市	マチダシ
27	瑞穂町	ミズホマチ
28	三鷹市	ミタカシ
29	武蔵野市	ムサシノシ
30	武蔵村山市	ムサシムラヤマシ

Q-3. 「東京都多摩地区※、兵庫県、愛媛県、鹿児島県（※東京都のうち都区部と島嶼部（伊豆諸島・小笠原諸島）を除いた市町村部）」（以下、「対象地域」という）の「持続的発展に貢献する意欲がある者」と書かれてありますが、「持続的発展に貢献」とは、具体的にはどのような意味ですか。

A-3. どのような形でも構いませんので、対象地域の持続的発展に貢献する意欲がある学生であれば本奨学金へ推薦できます。

Q-4. 住友金属鉱山株式会社（以下、「寄付者」という）の事業内容と関係のない分野を専攻している学生や、「地域振興」と関係のない分野を専攻している学生を推薦することはできますか。

A-4. 推薦できます。学校における専攻分野は問いません。

Q-5. 対象地域と縁もゆかりもない学生を推薦することはできますか。

A-5. 対象地域の持続的発展に貢献する意欲がある学生であれば、推薦できます。

Q-6. 愛媛県の学校に在籍する学生が鹿児島県の地域的発展に貢献したいと考えている場合、応募資格はありますか。

A-6. 在籍校の所在地とは異なる地域の持続的発展に貢献する意欲がある場合でも応募できません。

Q-7. 「持続的発展に貢献する意欲がある者」と書かれてありますが、本奨学金に採用された場合、対象地域に居住することが必要とされるのでしょうか。

A-7. 対象地域の持続的発展に貢献する意欲がある学生であれば、居住地は問いません。

Q-8. 「持続的発展に貢献する意欲がある者」と書かれてありますが、本奨学金に採用された場合、対象地域で働くことが必要とされるのでしょうか。

A-8. 対象地域の持続的発展に貢献する意欲がある学生であれば、勤務地は問いません。

Q-9. 対象地域の持続的発展に貢献するための取り組みを行ったものの、結果として対象地域の持続的発展に貢献できなかった場合、受給した奨学金は返金しなければならないのでしょうか。

A-9. 本奨学金は給付型（返済の必要がない）奨学金ですので、返金の必要はありません。

Q-10. 将来の進路が決まっていないのですが、本奨学金を受給した場合、将来職業を選択するに当たって、何らかの制約を受けますか。

A-10. 寄付者への入社及びその他の付帯義務は課されませんのでご安心ください。

## **【2 応募資格】**

### **その他の質問**

Q-11. 年齢制限はありますか。

A-11. ありません。

Q-12. 過去に留年・休学歴がある学生の応募は可能ですか。

A-12. ■ 留年歴がある学生の場合

令和 5 年 3 月 31 日までに留年期間が満了しており、令和 5 年 4 月以降の在籍期間に留年期間が含まれなければ応募できます。

ただし、本奨学金を受給できるのは、在籍課程の標準修業年限内に限られます。留年により修了が延期となった場合には、在籍課程の標準修業年限を超えた時点で支給は終了となります。この場合、「6 支給期間」の「令和 5 年 4 月から在籍課程の修了まで」という規定は適用されず、在籍課程修了前に奨学金の支給は打ち切りとなりますのでご注意ください。

■ 休学歴がある学生の場合

令和 5 年 3 月 31 日までに休学期間が満了しており、令和 5 年 4 月以降の在籍期間に休学期間が含まれなければ応募できます。在籍課程の標準修業年限を超えない限り、奨学金は在籍課程の修了まで支給されます。

※「標準修業年限」とは、学位取得のために必要な最短の在籍期間のことです。その学校に在籍できる最長の期間（在学年限）のことではありません。なお、**留年期間は標準修業年限に含まれますが、休学期間は標準修業年限に含まれません**。大学における各課程の標準修業年限については、Q-18/A-18 をご参照ください。

Q-13. 留年中の学生を推薦することは可能ですか。

A-13. 推薦できません。「留年」は本奨学金の支給終了事由となっております。募集・推薦要項の「13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消 (2)」をご参照ください。

Q-14. 休学中の学生を推薦することは可能ですか。

A-14. 推薦できません。「休学」は本奨学金の支給終了事由となっております。募集・推薦要項の「13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消 (2)」をご参照ください。

Q-15. 他団体の実施する奨学金との併給は可能でしょうか。

A-15. 本奨学金は併給制限を設けておりませんので、奨学金の種類（貸与型（返済が必要なもの）・給付型（返済が不要なもの））を問わず、他団体の奨学金と併給可能です。ただし、他団体側で、民間の給付型奨学金の併給制限を設けている可能性がありますので、ご注意ください。

Q-16. 他団体の実施する奨学金へ応募している学生も推薦できますか。

A-16. 推薦できます。ただし、本奨学金は、採用決定後の辞退を一切認めておりませんので、応募を取り下げられるのは本奨学金採用決定（本奨学金選考結果通知を在籍校が受領した時点）前までです。本奨学金への採用決定後には辞退しないことが誓約可能であれば、他団体の奨学金と併願することは可能です。併願する場合には、各奨学金が設けている併給制限や採用決定時期等にご注意ください。

## **【11 支給方法】**

**本奨学金は、別に定める方法により、大学等を通じて支給する。**

Q-17. 「別に定める方法」とはどのような方法ですか。

A-17. 奨学金は奨学生の在籍校の口座へ送金します（学生の個人口座へは送金いたしません）。各学校は、本協会から奨学金を受け取った後、毎月奨学生の受給資格（出席状況、単位取得状況、学籍状況等）の有無を確認の上、原則として1か月分ずつ奨学生へ支給してください。ただし、令和5年度分の奨学金（令和6年2月に送金予定）に限り、令和5年度分をまとめて全額支給していただいて構いません。なお、奨学生に対し、銀行振込により奨学金を支給する場合、送金手数料については奨学生の在籍校にご負担いただきますのでご了承ください。支給方法の詳細については採用校にのみ、選考結果通知時に文書にてお知らせします。

#### 14 その他(注意事項等)

**(6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士(博士後期)課程3年、高専本科5年、高専専攻科2年とし、この期間のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。但し、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科・専攻科においては、大学・高専の定める標準修業年限のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。**

Q-18. 大学の在籍課程・標準修業年限の考え方を教えてください。

A-18. 下表をご参照ください。

学士課程	課程修了時に「学士」の学位を授与される課程。 標準修業年限は4年とする（医学部等は6年とする）。
修士（博士前期）課程	課程修了時に「修士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、前期2年間。 標準修業年限は2年とする。
博士（博士後期）課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、後期3年間。 標準修業年限は3年とする（医学研究科等は4年とする）。
5年一貫制博士課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程（2年次修了時に「修士」の学位を授与される場合も含む）。 博士課程のうち、区分を設けないもの。 標準修業年限は5年とする。
専門職学位課程	課程修了時に「修士（専門職）」、「教職修士（専門職）」又は「法務博士（専門職）」の学位を授与される課程。 標準修業年限は2年とする（法科大学院等は3年とする）。

## 2. 願書（様式 1）

### 【ファイル形式】

Q-19. Microsoft Office がインストールされている PC を持っておらず、Microsoft Excel での願書作成ができません。Microsoft Office for Mac で作成してもよいですか。

A-19. Microsoft Excel 以外の形式での願書作成は認めておりません。必ず Microsoft Excel で作成してください。

### 【●応募者の経済状況】(令和 5 年度見込み)

#### <収入内訳・支出内訳の書き方>

Q-20. 同居者がいる（例えば自宅通学生等で親（生計維持者）と同居している）場合、経済状況は家庭全体の収支を書くのでしょうか。

A-20. 同居者がいる場合も、「収入内訳」と「支出内訳」は、原則として全て応募者本人に係る金額を計算して記入してください（**同居者の収入をそのまま記入しないでください**）。

#### \*収入内訳

同居者の収入によって応募者本人の生計が維持されている場合、同居者が支出している応募者本人の「⑦学費」、「⑨教材費」、「⑩食費」、「⑫その他（光熱費・通信費・交通費等）」については、全て「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」欄へ計上してください（たとえ応募者本人の収入がない場合でも、応募者本人の生計維持に必要な金額については、親の「仕送り」から支出されているものとみなします）。

■例（ア）：月に 30 万円の収入がある親と同居しており、かつ、親の収入によって応募者本人の生計が維持されている場合、「収入内訳」の「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」には、親の収入（30 万円）をそのまま記入するのではなく、親の収入のうち応募者本人の生活に係る金額を記入してください。例えば親の収入 30 万円のうち、学生の生計維持に必要な金額が 1 か月当たり 10 万円であれば、「10 万円」と記入してください。

#### \*支出内訳

同居者の収入によって応募者本人の生計が維持されている場合、たとえ応募者本人が支払ってなくても、「⑦学費」、「⑨教材費」、「⑩食費」、「⑫その他（光熱費・通信費・交通費等）」については全て応募者本人に係る金額を計算して記入し、同時に「①仕送り、生計を一にする同居者の収入

等」欄へも同額を計上してください。なお、「⑩住居費」については、応募者本人の負担額がない場合は0円とご記入ください。

■例(イ)：月に30万円の収入がある親と同居しており、かつ、親の収入によって応募者本人の生計が維持されている場合、「支出内訳」の「⑦学費」、「⑨教材費」、「⑩食費」、「⑫その他(光熱費・通信費・交通費等)」は、たとえ応募者本人が支払ってなくても、親から受けた仕送りの中から、応募者本人がその費用を支払っているものとみなします。「支出内訳」には親の収入(30万円)のうち応募者本人の生活に係る金額を計算して記入してください。たとえば、1か月あたり5万円の学費を親が負担している場合、「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」へ5万円を計上するとともに「⑦学費」にも5万円を計上してください。

※ここでは学費を例としましたが、学費以外についても同様です。応募者本人の生活に必要な費用を応募者本人以外が支払うことで、応募者本人がその費用の支払いを免れている場合、当該応募者については、支払いを免れている金額相当の「仕送り」を受けているものとみなします。

#### <⑦学費の書き方>

Q-21. 学費の減免を申請中(又は今後申請予定)で審査結果が出ておらず、減免の有無が未定の場合、どのように記入すればよいですか。

A-21. 減免を受けない場合の金額を「⑦学費」へ記入してください。「⑧(⑦のうち)学費免除額」は空欄のまま構いません。なお、願書提出後に審査結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません(結果判明後の願書の修正は不要です)。

Q-22. 学生の親が学費を負担しており、学生本人は学費を支払っていない場合、学費の欄はどのように記入すればよいですか。

A-22. 学生の親が負担する学費は、「収入内訳」の「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」に含め、それと同時に「支出内訳」欄の「⑦学費」にも計上してください。

(例) 学生の親が、学費相当分として、毎月5万円を支払っている場合  
「収入内訳」の「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」→5万円  
「支出内訳」の「⑦学費」⇒5万円  
と記入してください。

#### <⑫その他(光熱費・通信費・交通費等)の書き方>

Q-23. 同居している親が光熱費を全額支払っている場合、光熱費はどのように算出すればよいですか。

A-23. 光熱費全額を同居人の数で均等に割って一人当たりの金額を算出し、それを記入してください。同時に、それと同額を「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」にも計上してください。

**【●他の奨学金（一時金含む）受給・申請状況】**

Q-24. 過去に受給していた奨学金も全て含めて記入する必要がありますか。

A-24. 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に支給される（予定の）奨学金のみ記入してください。それ以外の年度の受給状況は記入不要です。

Q-25. 申請中でまだ採否が確定していない奨学金も、記入する必要がありますか。

A-25. 受給が確定していない奨学金も必ず記入してください。なお、願書提出後に採否が判明した場合でも、その結果を本協会へご報告いただく必要はありません（結果判明後の願書の修正は不要です）。**※ただし、本奨学金と併給できない奨学金に採用され、本奨学金への推薦を取り下げる必要が生じた場合には、本奨学金の選考結果通知を学校が受領する前までに、学校ご担当者より、本協会へ必ずお知らせください。**

Q-26. 一時金の記入方法を教えてください。

A-26. 以下の説明に従って記入してください。

■「月額」欄の書き方

一時金総額を12（＝令和5年度の全月数）で割って1か月当たりの金額を算出し、その数字を記入してください。

■「受給期間」欄の書き方

受給開始日と受給終了日は、いずれも同日（一時金を受け取る日）にしてください。

（例）2023年8月18日に受け取る予定の場合、受給期間は以下の通りとなります。

2023年8月18日から2023年8月18日まで

**【●学歴・職歴（高等学校以降）】**

Q-27. 現在在籍している学校の情報も記入する必要がありますか。

A-27. 記入してください。

Q-28. 「※記入欄が足りない場合は高等学校以降の直近4件を記入すること」と書かれていますが、高等学校より下位の教育機関（すなわち、小学校、中学校）の学歴は記入不要ですか。

A-28. 記入不要です。

Q-29. 学歴・職歴欄は、古いものから新しいものの順に記入すればよいですか。新しいものから古いものの順に遡って記入すればよいですか。

A-29. 一番新しい学歴・職歴が一番下の行に来るように記入してください。「願書（様式 1）」のシートの右隣りに「【記入例】願書（様式 1）」のシートが付いていますので、それに倣ってご記入ください。

**【●地域の持続的発展に貢献する活動に参加した実績（対象地域（東京都多摩地区※1、兵庫県、愛媛県、鹿児島県）以外での活動も記載可）※1 東京都のうち都区部と島嶼部（伊豆諸島・小笠原諸島）を除いた市町村部】**

Q-30. 実績がない場合、空欄のままでもよいですか。

A-30. 空欄のままでも構いません。

**【●学習・研究計画】**

**具体的な内容（対象地域の持続的発展に、大学等での学習・研究をどのように役立てるかを具体的に記載すること）**

Q-31. Q-4/A-4 には、学校での専門分野は不問と説明されていますが、ここでは「具体的な内容（対象地域の持続的発展に、大学等での学習・研究をどのように役立てるかを具体的に記載すること）」と書かれています。やはり在籍校で学ぶ内容が対象地域の持続的発展と関連しなければ本奨学金へは応募できないということでしょうか。

A-31. 学校での専門分野は問いませんが、学校で学んだことを対象地域の持続的発展に役立てる方法について、具体的に説明できる学生であれば応募可能です。

**【●在学中若しくは卒業後、対象地域の持続的発展にどのように貢献したいと考えているか】**

Q-32. 「対象地域」欄を見ると、プルダウンリストから 1 地域だけ選択する形式になっていますが、対象地域が複数ある場合にはどのように記入したらよいですか。

A-32. 「対象地域」欄では、持続的発展に貢献したいと考える主な地域を 1 か所だけ選んでいただき、その下の自由記述欄に具体的な内容を記入してください。複数の対象地域に貢献できるアイデアをお持ちの場合には、自由記述欄において、「対象地域」欄で選択した地域とは別の対象地域についても述べていただいても構いません。



### 3. 推薦書 (様式 2)

#### 【●推薦理由】

Q-33. 指導教官が未定の場合、推薦理由は誰が書けばよいですか。

A-33. 学生が履修したことのある授業の担当教員等、学生をよく知る教員の方がご記入ください。

### 4. 提出確認フォーム

Q-34. 「11. 在籍期間に係る連絡事項」には、何を記入すればよいですか。

A-34. 本奨学金の支給期間は、願書 (様式 1) に記入された学籍状況 (「在籍課程」、「学年」、「入学年月」、「卒業・修了予定年月」) から算出します。休学・留年歴がある場合や編入学した場合等、入学年月から卒業・修了予定年月までの月数が標準修業年限と一致しない場合には、以下の例を参考にして、その理由を記入してください。

※入学年月から卒業・修了予定年月までの月数が標準修業年限と一致する場合には記入不要です。

#### 記入が必要な場合

##### 【例 1 : 休学歴のある学生】

修士 (博士前期) 課程に在学中。2021 年 4 月に入学したが、2022 年 4 月～2023 年 3 月は休学していたため、2023 年 4 月時点で 2 年次である。また、在籍期間も、本来の標準修業年限の 24 か月ではなく、36 か月になる場合。

(記入例) 1 年間 (2022 年 4 月～2023 年 3 月) 休学したため令和 5 年度は 2 年次となる。この休学にともない在籍期間は 36 か月となり、2024 年 3 月に修了予定。

##### 【例 2 : 留年歴のある学生】

学士課程 (4 年制) に在学中。2020 年 4 月に入学したが 2 年次に留年となった (留年期間 : 2022 年 4 月～2023 年 3 月) ため、在籍期間が本来の標準修業年限の 48 か月ではなく 60 か月になる場合

(記入例) 2 年次に留年となった (留年期間 : 2022 年 4 月～2023 年 3 月) ため、2023 年 4 月に 3 年次へ進級したため、在籍期間は 60 か月となり、2025 年 3 月に卒業予定。

<注意> 留年中の応募はできません。2023 年 3 月 31 日までに留年期間が満了していることを

推薦前に必ず確認してください。

【例 3：編入学歴のある学生】

学士課程（4 年制）に在学中。2023 年 4 月に 3 年次へ編入学したため、在籍期間が本来の標準修業年限の 48 か月ではなく、24 か月になる場合

（記入例）2023 年 4 月に 3 年次へ編入したため在籍期間が 24 か月となり、2025 年 3 月に卒業予定。

【例 4：長期履修生】

修士（博士前期）課程に在学中。本来の標準修業年限は 24 か月であるが、長期履修生のため、在籍期間が 36 か月となる場合

（記入例）長期履修生のため、在籍期間は 36 か月となる。

【例 5：入学年月と卒業・修了予定年月が同月となる学生】

学校の制度により、入学年月と卒業・修了予定年月が同月となる場合（例えば 2022 年 9 月に入学し、2026 年 9 月に卒業する学生の場合）

（記入例）本学の秋入学生は入学・卒業とも 9 月である。

【例 6：その他、学年進行が特殊な学生】

入学年月から 12 か月経過する前に学年進行する場合や、12 か月毎に学年進行しない場合

（記入例）秋入学生については、入学後初めて到来する 4 月に学年進行するため、2022 年 10 月に入学した学生は、2023 年 4 月に 2 年次となる。

【本奨学金の募集・推薦に関するお問い合わせ】

他にご不明な点がある場合には、以下のお問い合わせフォームからお問い合わせください。

- お問い合わせフォームリンク：<https://forms.office.com/r/NHmRsixySR>

※学生からの直接の問い合わせには応じられません。学校ご担当者様からお問い合わせ願います。

※回答に 3 営業日程度かかる可能性がありますので余裕をもってお問い合わせください。

※適切な回答をするため、電話やメールによるお問い合わせには応じられません。

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学生支援部 国際教育課